

被災家屋の解体・撤去について

公費解体

令和2年7月豪雨災害により被災した家屋等を、所有者の申請により、
村が所有者に代わって解体・撤去いたします。

1 受付期間

令和2年9月7日（月）から 令和3年3月31日（水）まで

2 受付時間

9時から16時まで（平日（役場開庁日）のみ）

※諸事情により休日しか申請ができない場合はご相談ください。

【事前に予約したうえで、指定された受付時間にお越しください。】

3 受付会場

球磨村役場庁舎横コミュニティセンター「清流館」

4 受付方法

申請書類一式をご準備いただいた後、球磨村役場生活環境課に来庁またはお電話（0966-32-1140）いただき、受付日時を予約したうえで、指定の日時に受付会場「清流館」までお越しください。

5 申請書の配布場所

- ・球磨村役場生活環境課窓口
- ・役場ホームページ（申請書のデータをダウンロードし、印刷）

6 解体・撤去の対象

り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

★よくあるお問い合わせ★

◆ 空き家や倉庫のみの解体・撤去は制度の対象になるのか？

⇒ 対象となる場合がありますので、申請前に生活環境課までご相談ください。

◆ 家屋の一部のみの解体・撤去やリフォームは制度の対象になるのか？

⇒ なりません。被災家屋全体を解体・撤去することになります。

★注意事項

公費解体は、受付を早く終了した方から順番に行うものではありません。家屋の倒壊危険度や交通事情等を総合的に判断し決定します。

自ら費用を負担し、被災家屋等の解体・撤去を行った場合（自費解体）の費用償還について

自ら費用を負担し被災家屋等の解体・撤去を行った場合でも、
村に費用の償還を申請することができます。

1 償還額

『村の基準により算定した金額』と『解体業者に支払った金額』の低い方

2 償還対象

令和2年10月31日（土）以前に契約したもので、
り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋
等や、中小企業者の事業所等で生活環境の保全上撤去が必要と認められる
もの。

3 受付期間

令和2年9月7日（月）から 令和2年12月25日（金）まで

**費用償還（自費解体）の申請受付期間の変更はありませんので
御注意ください。**

4 受付時間

9時から16時まで（平日（役場開庁日）のみ）

※諸事情により休日しか申請ができない場合はご相談ください。

【事前に予約したうえで、指定された受付時間にお越しください。】

5 受付会場

球磨村役場庁舎横コミュニティセンター「清流館」

6 受付方法

申請書類一式をご準備いただいた後、球磨村役場生活環境課に来庁また
はお電話（0966-32-1140）いただき、受付日時を予約したう
えで、指定の日時に受付会場「清流館」までお越しください。

7 申請書の配布場所

- ・球磨村役場生活環境課窓口
- ・役場ホームページ（申請書のデータをダウンロードし、印刷）

【お問い合わせ先】
球磨村役場生活環境課
TEL：0966-32-1140